

沖縄労働局発表  
平成24年11月12日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	監督課長 鈴木 聡
	監察監督官 平良 喜作
	電話：098-868-4303

# 労働契約法 ここが変わった

## 改正労働契約法説明会の開催について

沖縄労働局（局長 かわぐちひでと 川口秀人）と（社）沖縄県労働基準協会（ごや もりまさ 呉屋守将 会長）は、労働契約法の改正内容などについて、今月15日から30日まで、

那覇地域	11月21日（水）	浦添市内	てだこホール（小ホール）
中部地域	11月20日（火）	沖縄市内	沖縄市産業交流センター
北部地域	11月30日（金）	名護市内	北部会館
宮古地域	11月27日（火）	宮古島市内	宮古島マリンターミナル
八重山地域	11月15日（木）	石垣市内	ホテルミヤヒラ

において、セミナー（説明会）を開催します。

説明会においては、「労働契約法 ここが変わった」と題して改正労働契約法の説明を行うほか、会場ごとに

こんなにある 労使間のトラブル  
パワーハラスメント こんな上司が「うつ」の種  
うちなーぐちで考える うつ病

など、職場の実例を踏まえた多様な講演も準備しています。

会場における取材を よろしくお願ひします。

- 労働契約法の改正の概要・・・ <<リーフレットは別添1のとおり>>  
以下のとおり改正されており、有期労働契約（いわゆる期間雇用）が増加しているなかで、多くの事業場の労務管理に見直しを求めるものです。  
有期労働契約から無期労働契約への転換  
有期労働契約の更新（「雇止め法理」の法定化）  
有期労働契約であることによる不合理な労働条件の禁止
- 説明会への案内リーフレット・・・ <<別添2のとおり>>  
開催日順に、会場ごとの演題などが示されています。

改正労働契約法説明会 説明・講演一覧

	日程	会場	説明・講演	講師等
那覇地域	11月21日(水) 13:30~16:30	てだこ小ホール (浦添市仲間1-9-3)	労働契約法ここが変わった!	説明 沖縄労働局 専門監督官 高吉 定守
			メンタルヘルス・パワーハラスメント こんな上司が「うつ」の種?	講師 産業保健推進センター 沖縄事務所 メンタル対策促進員 池田なぎさ
中部地域	11月20日(火) 13:30~16:30	沖縄市産業交流センター (沖縄市泡瀬1-11-25)	労働契約法ここが変わった!	説明 沖縄労働局 専門監督官 高吉 定守
			こんなにある 労使間のトラブル	講師 沖縄労働局 労働紛争調整官 嘉数 剛
北部地域	11月30日(金) 13:30~16:30	北部会館 (名護市宇茂佐の森5-2-7)	労働契約法ここが変わった!	説明 沖縄労働局 専門監督官 高吉 定守
			「うちな~口で考えるうつ病」	講師 なごみ医院 院長 崎浜 秀樹
宮古地域	11月27日(火) 13:30~16:30	宮古島マリナターミナル (宮古島市平良字下里 108-11)	労働契約法ここが変わった!	説明 沖縄労働局 専門監督官 高吉 定守
			こんなにある 労使間のトラブル	講師 宮古労働基準監督署 署長 立岡 成敏
八重山地域	11月15日(木) 13:30~16:30	ホテルミヤヒラ (石垣市美崎町4-9)	労働契約法ここが変わった!	説明 沖縄労働局 監督課長 鈴木 聡
			労使間のトラブル防止について	講師 八重山労働基準監督署 署長 安慶名 秀樹

# 労働契約法の改正の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

## 1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2) 別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

## 2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたとみなす。

## 3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日:2については公布日(平成24年8月10日)。1、3については平成25年4月1日。

無料

# 改正労働契約法説明会

## - 労働契約法 ここが変わった -

有期労働契約の取扱いについて、労働契約法が改正されました。

説明会（無料）に参加して、新しい有期労働契約に備えましょう。

日時	場所	演題
11月15日（木） 13:30～16:30	ホテルミヤヒラ 石垣市美崎町 4-9	労働契約法 ここが変わった 労使間のトラブル防止について
11月20日（火） 13:30～16:30	沖縄市産業交流センター 沖縄市泡瀬 1-1 1-2 5	労働契約法 ここが変わった こんなにある 労使間のトラブル
11月21日（水） 13:30～16:30	てだこホール（小ホール） 浦添市仲間 1-9-3	労働契約法 ここが変わった パワーハラスメント こんな上司 が「うつ」の種
11月27日（火） 13:30～16:30	宮古島マリンターミナル 宮古島市平良字下里 108-11	労働契約法 ここが変わった こんなにある 労使間のトラブル
11月30日（金） 13:30～16:30	北部会館 名護市宇茂佐の森 5-2-7	労働契約法 ここが変わった うちなーぐちで考える うつ病

参加費は無料ですが、会場整理の都合により、参加申込（裏面）が必要です。

お問合わせ・お申込みは、こちらへ

(社)沖縄県労働基準協会  
TEL 098-868-2826  
FAX 098-869-1714

共催 沖縄労働局 ・ (社)沖縄県労働基準協会

(社)沖縄県労働基準協会 \_\_\_\_\_支部 あて

## 改正労働契約法説明会 参加申込書

選択 (印)	会場 及び 開催日時	申込先
	ホテルミヤヒラ 11月15日(木)13:30~16:30	八重山支部あてFAX 0980-88-5360
	沖縄市産業交流センター 11月20日(火)13:30~16:30	中部支部あてFAX 098-937-0163
	てだこホール(小ホール) 11月21日(水)13:30~16:30	那覇支部あてFAX 098-869-1714
	宮古島マリンターミナル 11月27日(火)13:30~16:30	宮古支部あてFAX 0980-73-6511
	北部会館 11月30日(金)13:30~16:30	北部支部あてFAX 0980-52-7004

上表で選択した会場について、参加者数 

計	人
---	---

 で申し込みます。

(事業場名)

(申込担当者氏名・電話番号)

参加を希望する会場ごとに申込先が異なりますので、お手数ですが、申込書1枚につき1会場としてください。(2つ以上の会場に申し込む場合は、この様式をコピーのうえご利用ください。)